

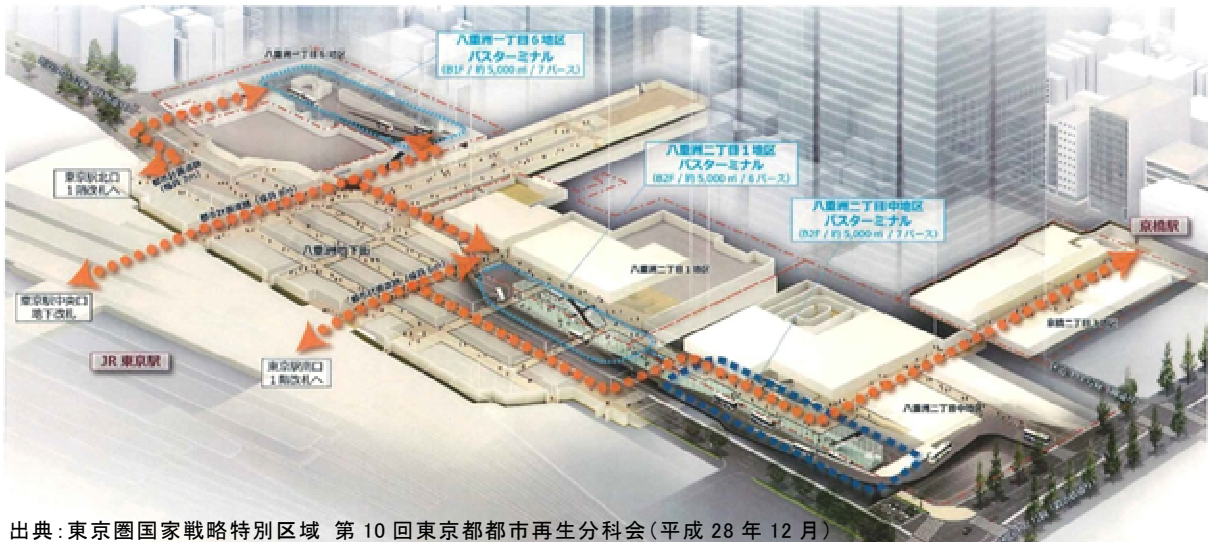


(仮称) 八重洲バスターミナル  
施設運営事業者募集について〔東京都中央区〕

独立行政法人都市再生機構（以下、「UR都市機構」といいます。）は、特定都市再生緊急整備地域の整備計画（東京都心・臨海地域（八重洲地区）整備計画）により、東京駅前（八重洲地区）の3地区（以下、「3地区」といいます。）で計画されているバスターミナル整備事業の実施主体として位置づけられており、今後、3地区の第一種市街地再開発事業の市街地再開発組合からバスターミナル部分（以下、「本バスターミナル」といいます。）を順次取得する予定です。

今般、本バスターミナルをUR都市機構から一括して賃借した上で、自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第5項に規定する一般自動車ターミナルとして一体的に運営する事業者の募集を行うこととなりましたので、お知らせいたします。

<整備イメージ>



出典：東京圏国家戦略特別区域 第10回東京都都市再生分科会（平成28年12月）

※このご案内は国交省記者クラブ、都庁記者クラブ、URクラブにお届けしております

お問い合わせは下記へお願いします。  
 東日本都市再生本部 都心業務部  
 （電話）03-6682-8819  
 東日本都市再生本部 総務部総務課  
 （電話）03-5323-0625

# 1 対象施設等の概要

## (1) 市街地再開発事業の概要

地区名称	八重洲二丁目北地区 (A-1 街区) (以下、「北地区」と言います。)	東京駅前八重洲一丁目東B地区 (以下、「東地区」と言います。)	八重洲二丁目中地区 (以下、「中地区」と言います。)
事業主体	八重洲二丁目北地区 市街地再開発組合	東京駅前八重洲一丁目東B地区 市街地再開発組合	八重洲二丁目中地区 再開発準備組合
所在地	東京都中央区八重洲二丁目 地内	東京都中央区八重洲一丁目 6～9番の一部	東京都中央区八重洲二丁目 4番、5番、6番及び7番
敷地面積	約 12,390 m <sup>2</sup>	約 10,600 m <sup>2</sup>	約 19,500 m <sup>2</sup>
延べ面積	約 283,900 m <sup>2</sup>	約 225,200 m <sup>2</sup>	約 418,000 m <sup>2</sup>
主要な用途	事務所、店舗、ホテル、小学校、バスターミナル、交流施設、駐車場 等	事務所、店舗、バスターミナル、カンファレンス、医療施設、駐車場 等	事務所、店舗、居住・滞在施設（サービスアパートメント等）、インターナショナルスクール、バスターミナル、駐車場等
階数・最高高さ	地下4階・地上45階 約 240m	地下4階・地上51階 約 250m	地下4階・地上46階 約 240m
竣工予定	令和4年8月	令和7年4月	令和10年度（目途）

※ 各地区のバスターミナル開業の時期は、別途、各市街地再開発組合、UR都市機構及び運営事業者との間での協議を経て設定します。

※ 上表に記載の内容は現時点での予定であり、今後変更される可能性があります。

## (2) 対象施設の概要

施設名（注1）	（仮称）八重洲バスターミナル					
所在地	東京都中央区八重洲一丁目及び二丁目					
交通条件	JR東京駅 徒歩1分					
対象施設	個別施設名	位置	バス停の数			床面積 専有面積（注2）
			乗降用	待機用	合計	
	北地区 バスターミナル	地上1階、地下1階 及び地下2階	6	3	9	約 7,000 m <sup>2</sup>
	東地区 バスターミナル	地上1階、地下1 階及び地下2階	7	2	9	約 6,000 m <sup>2</sup>
	中地区 バスターミナル	地上1階、地下1 階及び地下2階	7	3	10	約 8,000 m <sup>2</sup> (注3)
	合計	—	20	8	28	約 21,000 m <sup>2</sup>

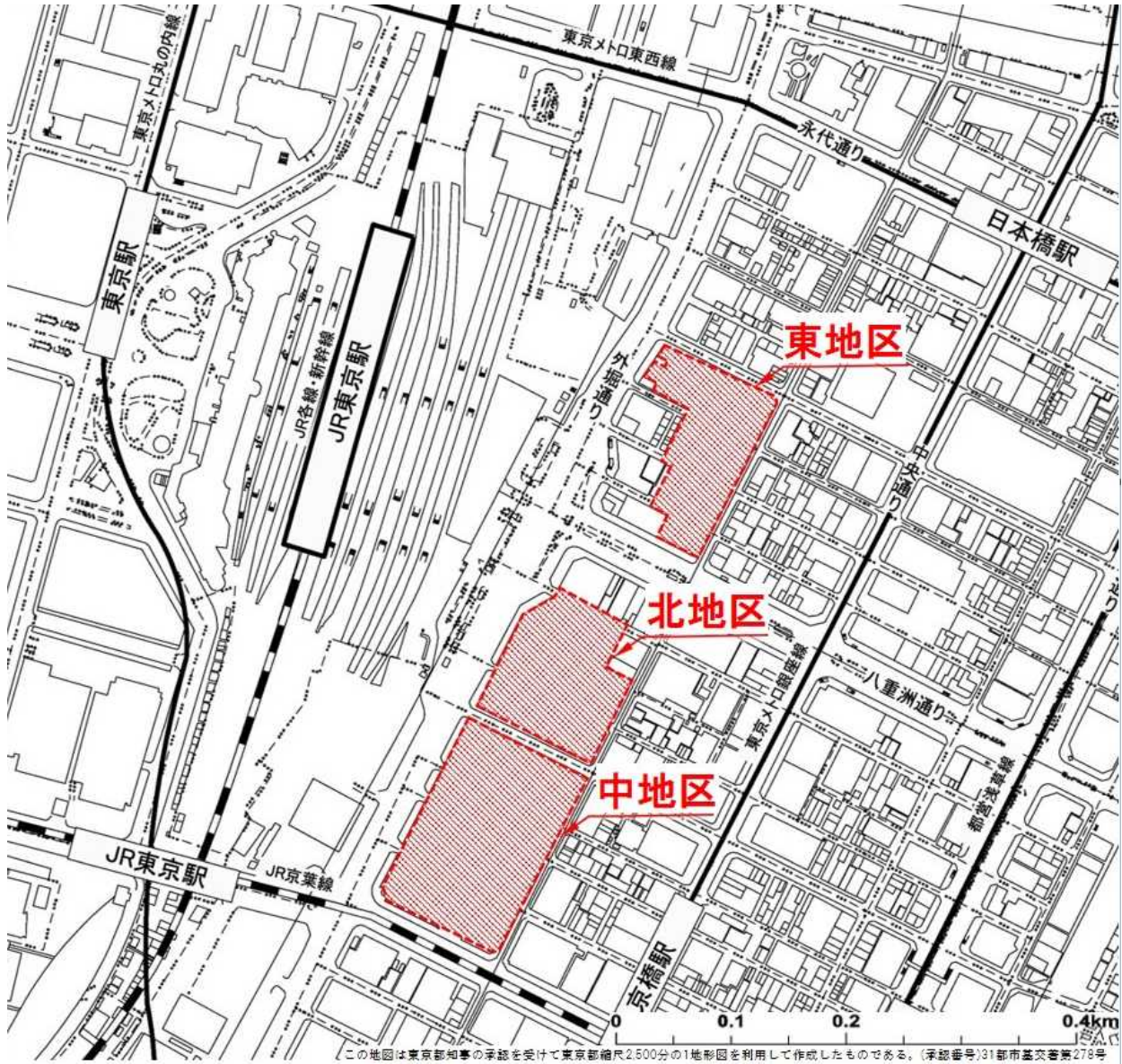
注1 正式な施設名称はUR都市機構が関係機関等との協議を踏まえた上で決定する予定です。

注2 床面積は概算面積です。いずれの地区の施設も、今後、増減が生じる場合があります。

注3 中地区バスターミナルの床面積には、特別区道中京第537号線地下部分の北地区との通路を含みます。

※ 今回の募集は、対象施設の全てを活用してバスターミナル運営事業を行う事業者を募集するものです。いずれかの個別施設のみを対象とした申込みはできません。

〈位置図〉



この地図は東京都知事の承認を受けて東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)31都市基交審第278号

## 2 運営事業の内容

本バスターミナルをUR都市機構から一括して賃借した上で、一般自動車ターミナルとして、以下(1)及び(2)のとおり整備、管理及び運営を行っていただく事業者を募集します。

### (1) 本バスターミナルの整備、管理及び運営

3つの地区の市街地再開発事業で整備される施設建築物の竣工に合わせて、本バスターミナルを段階的にUR都市機構から賃借した上で整備し、一体的な一般自動車ターミナルとして管理及び運営するものとします。

### (2) 収益施設の管理及び運営

本バスターミナル内において商業施設、コインロッカー、自動販売機等(以下「収益施設」と言います。)を設置の上、管理及び運営するものとします。

なお、整備する収益施設及び提供するサービスについては、別途UR都市機構が示す「都市再生特別地区に係る提案内容」を反映させる必要があります。

## 3 募集スケジュール等

### (1) 募集要領等配布期間

令和2年6月22日(月)から令和2年10月16日(金)まで

(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

注1) 直接配布又は郵送による配布を行います。

注2) 募集要領等の配布にあたり、「秘密保持に関する確認書」を提出していただきます。

### (2) 募集要領等配布担当部署

〒103-0028 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル18階  
独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部  
都心業務部 担当：岩永・永田・江村 電話：03-6682-8819

### (3) 申込書等の受付日及び時間

受付日：令和2年10月15日(木)及び令和2年10月16日(金)

受付時間：午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

注1) あらかじめ来社時間を上記(2)に連絡の上、来社してください。

注2) 提出書類に不備があった場合、受付致しかねます。

### (4) 受付場所

上記(2)のとおり。

### (5) 事業者決定時期

令和2年11月24日(火) 予定

※ 今後、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、UR都市機構がやむを得ないと判断した場合は、事前に周知したうえで、本募集に係るスケジュールや手続き方法の変更等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以 上